

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月29日
【会社名】	株式会社アダストリア
【英訳名】	Adastria Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 福田 三千男
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号 (登記上の本店所在地であり、業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号 渋谷ヒカリエ (東京本部)
【電話番号】	(03)5466-2010 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部長 白倉 和雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年5月28日開催の当社第70回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役および監査役の員数の上限を、9名から12名および4名から5名にそれぞれ増員するものであります。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、福田三千男、木村治、福田泰生、金銅雅之、北村嘉輝、倉重英樹、松井忠三、阿久津聡および堀江裕美の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、松田毅および海老原和彦の両氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬等の額を、年額560百万円以内（うち、社外取締役の報酬等の額は年額70百万円以内）に改定するものであります。

第5号議案 監査役の報酬等の額改定の件

監査役の報酬等の額を、年額70百万円以内に改定するものであります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の内容改定の件

取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度における対象期間、当社が抛出する金員の上限、取締役が取得する当社株式等の数の上限および取締役に対する当社株式等の交付等の時期を改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案 定款一部変更の件	383,098	3,323	0	99.1%	可決
第2号議案 取締役9名選任の件					
福田 三千男	384,425	1,934	63	99.4%	可決
木村 治	384,680	1,742	0	99.5%	可決
福田 泰生	384,594	1,828	0	99.4%	可決
金銅 雅之	384,612	1,810	0	99.4%	可決
北村 嘉輝	384,675	1,747	0	99.5%	可決
倉重 英樹	384,824	1,598	0	99.5%	可決
松井 忠三	373,344	13,077	0	96.5%	可決
阿久津 聡	384,891	1,531	0	99.5%	可決
堀江 裕美	384,899	1,523	0	99.5%	可決

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第3号議案 監査役2名選任の件					
松田 毅	381,631	4,791	0	98.7%	可決
海老原 和彦	385,470	952	0	99.7%	可決
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件					
第5号議案 監査役の報酬等の額改定の件	382,577	3,360	485	98.9%	可決
第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬 等の内容改定の件	384,380	2,042	0	99.4%	可決

- (注) 1. 第1号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 第2号議案および第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
3. 第4号議案ないし第6号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
4. 上記の表の賛成、反対および棄権個数は、本総会前日までの議決権行使書面または電磁的方法による事前行使分および当日出席した株主の議決権行使の賛否が確認できたものを集計したものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上